

第 47 回富山市都市計画審議会会議録

(1) 会議の名称 第 47 回富山市都市計画審議会

(2) 開催の日時及び会場

日時：令和 3 年 7 月 6 日(火) 午前 10 時 00 分から午前 11 時 30 分まで

会場：Toyama Sakura ビル 5 階 501B・501C 会議室

(3) 出席者（委員出席者及び事務局） 別紙のとおり

(4) 議題

議案第 1 号 富山高岡広域都市計画道路の変更について（富山県決定）
…………… 3・5・233 号 針原線の変更

議案第 2 号 富山高岡広域都市計画地区計画の決定について（富山市決定）
…………… 珠泉地区における地区計画の決定

<報告> 景観計画の改定について

(5) 審議概要

事務局：（開会宣言）

事務局：（代理出席者、欠席委員の紹介）

事務局： 現在、審議委員 20 名中、15 名の出席をいただいております。富山市都市計画審議会条例第 6 条第 2 項に規定する定足数に達しておりますことをご報告いたします。

会長： （あいさつ）

会長： 今回の署名委員として 2 人の委員にお願いしたいと思います。

委員： 了承。

委員： 了承。

会長： それでは、これより議事に入ります。議案第 1 号について事務局から説明をお願いいたします。

事務局：（説明資料：富山市都市計画審議会議案書、富山市都市計画審議会資料集）
（議案第1号について説明）

会長： ありがとうございます。ご質問等がありましたらお願いいたします。

委員： 道路の接続が都市計画道路呉羽町袋線に対して直角になるということですが、影響や利点などはあるのでしょうか？

事務局： 呉羽町袋線に対して直角に接続することにより、今現在スムーズな交通が確保されています。交通量調査からも呉羽町袋線が主道路、針原線が従道路という結果が出ており、今回の整理をいたしました。

委員： 廃止部分については今後の活用方法を検討しているのでしょうか？

事務局： 廃止部分の活用方法に関しましては、今後県と協議していきたいと考えております。

委員： 縦覧期間の周知の仕方や、その範囲について教えてください。

事務局： 縦覧につきましては、5月10日～5月24日の2週間、富山県と富山市で行っております。縦覧の案内は、本件は県決定案件であるため、県の場合は県報でお知らせをし、市でもHPに掲載しております。

会長： 対象区域の住民に資料回覧する際に、縦覧の予定を乗せるべきだと思います。住民は資料が回ってきた際に、都市計画決定の概要を確認すると思います。この際に正確な日にちである必要はないですが、大まかな縦覧の予定を掲載するだけでも、興味のある方は縦覧に来ると思います。

会長： 他にご意見がなければ、議案第1号は原案のとおり議決させていただきたいと思います。

委員： 異議なし。

会長： ありがとうございます。続いて議案第2号について事務局から説明をお願いいたします。

事務局：（説明資料：富山市都市計画審議会議案書、富山市都市計画審議会資料集）
（議案第2号について説明）

会長： ありがとうございます。ご質問等がありましたらお願いいたします。

委員： 今回の地区計画はあくまで建築協定の期間満了に伴って、決定するものであり、これまでと大きく変わらないという認識でよろしいのでしょうか？

事務局： 珠泉地区の建築協定は締結から20年で期限を迎えることとなりましたが、地元住民の方々にはこれまでの良好な環境を維持していきたいという思いがあり、市へ相談に來られました。このため、建築協定を踏襲した地区計画を決定するものです。

委員： 地区計画の方針に緑化の方針という項目があり、敷地面積の10%以上の緑地の確保を目標に緑化を積極的に推進する、と記してあります。目標ということは実際になされない場合もあるかと思えます。そんな中で、積極的な緑化の推進の仕方について教えていただきたいです。

事務局： 建築協定のルールでは、緑化率は20%とされておりましたが、現実的には様々な理由により守られていないケースがありました。そんな中で、緑化についてどのように規定していくかについて地元と協議させていただきました。地元といたしましては、緑豊かな住宅地の形成を維持していきたいとの思いがあり、今回は方針に入れさせていただきました。実際には審査事項にはなりません、届出の際に窓口で周知していきたいと考えております。

委員： ありがとうございます。子供の育ちや健康のためにも緑化は大切なものであると研究結果でも出ております。これは大人に対しても同じことでもあります。また、微々たるものですが温暖化防止にもつながります。どうかご配慮いただきたいと思えます。

会長： 西隣の若竹町には地区計画はかかっているのでしょうか？

事務局： こちらについては、地区計画はかかっておりません。

会長： なぜでしょうか？隣で地区計画をかけて良好な環境を形成しようとしているのですが、こちらにはそういった動きはないのでしょうか？

事務局： 若竹町は珠泉地区同様、市街化調整区域に位置し、60年ほど前に土地区画整理事業においてできた宅地です。これまで地区の中でそういった動きはなく、現在の状況に至っております。

会長： 富山市として良好な居住環境の団地を維持していくためには、造成後60年80年100年関係なく地区計画等をしていくべきだと思います。後から設定するには、不適合の存在などもあり住民合意をとるのは難しいのですが、精神条例のような側面もありますので、少し働きかけてみるのもいいのかなと思います。今

後のことを考えますと、30年50年後には個別開発が進んでいくと思います。できれば一団地としてまとまった団地には地区計画をかける努力をされてはいかがでしょうか。

他にご意見がなければ、議案第2号は原案のとおり議決させていただきたいと思います。

委員： 異議なし。

会長： ありがとうございます。続いて報告案件について事務局から説明をお願いいたします。

事務局：（説明資料：報告案件）
（報告案件について説明）

会長： ありがとうございます。ご質問等がありましたらお願いいたします

委員： 今年度新市長が誕生いたしまして、スマートシティという方針を掲げており、コンパクトシティを深化させ、それ以上のものを作り上げていこうとしておられます。そういったことから、スマートシティのとらえ方の中の景観の考え方も必要になってくるのではないかと思います。特にまちづくりの観点からも、これから新しい技術等が爆発的に増えてくると世界では言われております。環境問題やサイン計画や新しい技術的な発展を踏まえながら、スマートシティを軸にして新しいまちづくりの中の景観について考えていただければと思います。

事務局： 現在、民間における広告物等については、新しい技術を取り入れてきている例があります。しかし、屋外広告物の基準自体がそういった新しい技術に追いついていないのが現状であり、それが問題だと認識しております。

景観計画改定に関しましては、アンケート調査結果などを見ておりますと、富山市の景観は一定程度市民の方から評価されていると感じています。これは行政が主体でやってきたことに対してということで、これ以上高みを目指すとなりますと、美しい景観やそれが生活の質の向上にどのように影響していくか等を、事業者や市民の方々に周知していく必要があると感じております。そこを説明していく過程で、スマートシティが何かのツールになりえるのか等につきましては、今後検討していきたいと考えております。

委員： 先ほどの説明の中に協働という言葉を使用されておりましたが、協働という言葉の意味や概念については前森市長にも質問したことがありますが、明確な回答は得られなかったものです。今後協働というあり方を考えて進めていただければと思います。

委員： 景観計画の説明をお伺いしまして、富山市には地域資源も多くあり、今後それらの発掘、維持、活用が非常に大事になってくると感じているところであります。それらは、地方創生のキーワードにもなってきます。現在富山市においてですが、例えば市内電車通り沿いでは東西には立山連峰を眺めることができよい都市景観だと感じます。一方南北では、屋外広告物条例により、看板の位置を下げている企業があるのですが、その結果看板の枠だけがそのまま残っている現状があります。市として規制は難しいと思いますが、先ほどありましたように市民の方へのお願いや周知が重要になってくると感じます。これらについて、改善や計画がないのでしょうか？

事務局： 屋外広告物条例に基づいて看板を是正していただきました。しかし、枠組みだけになりますと、屋外広告物とは言えず、現状、屋外広告物条例で規制等はできない状況となっております。枠組みの問題については、市としても何か対応をしなければと考えておりまして、景観の面から美しい街並みを考えたときに、枠組みだけ残っている部分について一度市民や事業者の方々に問いかけをしていかなければいけないと感じております。いずれにしても、オーナーの方々に自発的に行動していただくように働きかけなければいけないと感じております。

委員： 景観まちづくりの観点から言いますと、富山県がとやまビューポイントとして富山地域31か所を選出しておりますが、そのあたりのつながり等はあるのでしょうか？それとも、県で見るポイントと市で見るポイントでは違いはあるのでしょうか？それとも同調していくのでしょうか？

事務局： 県では、富山県内全体を考えてやっていただいております。富山市内でも数か所指定していただいております。決定の際は、県から意見照会をございましたが、富山市から積極的に働きかけは行っておりません。それとは別に、富山市といたしましては立山あおぐ特等席というポイントを何点か指定しておりますが、こちらは合併前に定めたもので、旧富山市内にしかポイントがございません。今後は、旧富山市以外でも立山あおぐ特等席はありますので、そちらを選定していく作業も行っていきたいと考えております。

会長： 行政は規制や誘導はできるが、できる範囲に限りがあります。対象は私有地であり、事業者であり、市民であるため、そういった人たちの意識改革を行っていくのが一番だと思います。そういった人たちに、行政が直接働きかけるのが難しいのであれば、NPOを含めた第三者機関が活動を担っていくのが一つのやり方だと思います。富山市にそういった団体が有るのであれば、陰ながらそういった団体を支援していく、あるいは無いのであれば設立を促すように働きかけるのが重要です。また、行政は素晴らしい建物や景観等には表彰をするが、あまり良くない景観等に対しては手が付けにくいです。そういうものも民間の力を借りて、最も良くない景観や建物はこれですと公表していけば、意識改革に繋がるとは思い

ます。そういった取り組みも行政で支援しながら進めるのも一つの方策ではないかと思えます。

委員： 折角の機会ですので、環境の側面から他の有識者の方の意見もお伺いしたいです。

委員： 景観の問題は多岐にわたり、行政だけでなく民間の方々の理解や協力がなくては進んでいかないものではありません。環境と景観の関係ということですが、重なる部分と、重ならない部分がございます。重なる部分といたしましては、自然環境や環境問題、これは緑地の適切な保全や適切な配置をしていくことが重要になってくると考えます。富山市としても、まちなかの緑をどのように豊かにしていくか、公園の環境をよりよくしていくことが重要なことになってくると思えます。富山市のコンパクトシティ政策の点から言いますと、より魅力的な市街地にしていくためには、まちなかを歩いて過ごせる環境づくりが大切だと思います。そうなりますと、中心市街地の緑が非常に重要になってくるのですが、現在の環境が歩くのに適しているかといわれると個人的には疑問に思っている部分がございます。富山の市街地は建物が道からセットバックしているところが多く、夏場は建物による影ができにくく、街路樹も少ないため歩くには適さない環境になっている箇所があります。しかし、街路樹の整備も簡単にできるものではなく、そういったことをうまく都市環境に落とし込んでいくのが今後の課題かなと考えております。

委員： これまでのお話の中で、立山の景観が大変美しいというワードがあったのですが、私の感覚ですと景観権ではなく眺望権であると思えます。そういった点で言いますと、眺望を景観の中に取り入れるということで、それなりの工夫が必要になってくるのかなと思えますし、眺望と都市景観はある程度分けて考えるべきではないかなと思えます。

視点③の「質をマネジメントする」という項目の中で、基本計画と景観計画を一つにまとめて、何かマスタープランのようなものを作成し、それをもとにガイドラインのようなものを作成するとありましたが、実際のルール付けはガイドラインで行う形にするのでしょうか？

事務局： 富山市の景観計画の中で、景観形成基準を法律に基づいて定めており、現在は景観形成基準が実際のルールとなっています。しかし、そのルールがわかりづらく、どの程度の色彩でどの程度配慮すればいいのか等が、事業者や市民の方々に伝わりにくい状況となっています。そのため、運用するために最低限守っていただきたい各種ルールについて示したものをガイドラインとして整理していきたいと考えております。

委員： 基準やガイドラインでのルール付けは、限界があると思っています。PDCA を回

していきたいということもありました。まちづくりや都市計画等では、行政の方々
は、まちづくりをするという方向は向くのですが、違反なものを摘発するという
方向には向きづらいです。現実的にPDCAを回そうと思うと、違反なものにも目を
向けていかないと進まないわけで、それらをNPOの方々に協力していただくこと
や、条例の中で現実的な実態をつかんでそれに対処していくことを入れていくこ
とが必要だと思います。また見直しだけでなく、平成27年の行政手続法の改正に
より、法令に違反しているものに対して、市民が是正するための処分や行政指導
を求めることができるようになりましたが、そういった内容を組み込んでいくこ
とも、市民の方との協働という点でも重要になってくるのかなと思います。

会 長： ありがとうございます。その他、特にご意見が無ければ、本日の議案事項に
議事は終了しました。これで本日の議題はすべて終了となります。

事 務 局： ありがとうございます。（第47回富山市都市計画審議会の閉会の案内）

以上

委員：高山委員、久保田委員、神山委員、倉嶋委員、石倉委員、高田委員、
横野委員、橋本委員、松尾委員、成田委員、舎川委員、田村委員（代理）、
古池委員（代理）、蝶名林委員（代理）、倉田委員（代理）（計 15 名）

事務局：活力都市創造部長、活力都市創造部次長、活力都市創造部次長（技術）、
都市計画課長、その他 6 名